

東京都感染拡大防止協力金【申請受付要項】

専用ポータルサイト <https://www.tokyo-kyugyo.com>

【受付期間】

令和2年4月22日（水曜日）から同年6月15日（月曜日）まで



【受付方法】

1 専門家による申請要件や添付書類の確認

本協力金は、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。円滑な申請と支給に向けて、専門家の確認を受けていただくようお願いします。

なお、専門家による事前確認がなくとも申請いただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。

2 申請書類の提出

① オンライン提出の場合

東京都感染拡大防止協力金のポータルサイトから提出することができます。

(URL) <https://www.tokyo-kyugyo.com>

なお、6月15日（月曜日）23時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。6月15日（月曜日）の消印有効です。

(宛先) 〒163-8697 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎
東京都感染拡大防止協力金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

③ 持参の場合

申請書類をお近くの都税事務所・支所庁舎内に設置した専用ボックスに投函することで提出ができます。封筒に、「東京都感染拡大防止協力金申請書類在中」と明記してください。

(都税事務所・支所所在地)

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html#L2>

開庁時間は、8時30分から17時00分まで（土、日、祝日を除く）となります。

6月15日（月曜日）の17時00分までに投函してください。

対面での受付・説明は行いません。ご不明な点は下記の間合せ先で対応させていただきます。

【間合せ先】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) 03-5388-0567

(受付時間) 午前9時から午後7時まで（土、日、祝日も開設しています。）

I 協力金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、東京都は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（令和2年4月10日公表、以下「緊急事態措置」といいます。）において、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へのご協力をお願いいたしました。

この依頼に応じて、休業等の対象となる施設（参考 以下「対象施設」といいます。）を運営されている方で、休業等に全面的に協力いただける都内中小企業及び個人事業主の皆様に対して、「東京都感染拡大防止協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

■支給額

50万円（2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円）

II 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 東京都内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していない方が対象です。
- 2 緊急事態措置を実施する前（令和2年4月10日以前）から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方が対象です。
 - (1) 「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
 - (2) 「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
 - (3) 「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設

※ 対象施設一覧（東京都総務局 HP）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html>

- 3 緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月11日から令和2年5月6日まで）の内、少なくとも令和2年4月16日から令和2年5月6日までの全ての期間において、東京都の要請に応じ、休業等を行うことが必要です。

※申請書には、4月16日から5月6日までの期間について休業等の状況を記載していただきます。

- 4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団

関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ 申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、次の相談センターを開設しています。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) 03-5388-0567

(受付時間) 午前9時から午後7時まで(土、日、祝日も開設しています。)

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 東京都感染拡大防止協力金のポータルサイト

本協力金のポータルサイト(以下「ポータルサイト」といいます。)の申請内容入力フォームページから入手することができます。

(URL) <https://www.tokyo-kyugyo.com>

(2) 都関係機関等での配布

次の都関係機関等において入手することができます。

・都税事務所・支所

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html#L2>

・都内区市町村

3 申請書類

(1) 申請書類の提出

別表1で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(2) 専門家による確認

本協力金は、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。

なお、専門家による事前確認がなくとも申請いただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。

円滑な申請と支給に向けて、次の専門家の確認を受けていただくようお願いします。

(対象となる専門家)

・東京都内の青色申告会

- ・税理士
- ・公認会計士
- ・中小企業診断士

※これまでに、アドバイスや指導を受けている上記に該当する専門家がいらっしゃる場合は、そ
の方へ事前確認を依頼してください。

※専門家に依頼した事前確認にかかる費用については、一定の基準により東京都が別に措置い
たしますので、そのことを前提に専門家とご協議ください。

※東京都から当該専門家に照会することがあります。

4 本協力金の申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和2年4月22日（水曜日）から同年6月15日（月曜日）まで

(2) 申請受付方法

① オンライン提出の場合

本協力金のポータルサイトから提出できます。

(URL) <https://www.tokyo-kyugyo.com>

なお、6月15日（月曜日）23時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。6月15日（月曜日）の消印有
効です。

(宛先) 〒163-8697 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎

東京都感染拡大防止協力金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

③ 持参の場合

申請書類をお近くの都税事務所・支所庁舎内に設置した専用ボックスに投函することで提出が
できます。封筒に、「東京都感染拡大防止協力金申請書類在中」と明記してください。

(都税事務所・支所所在地)

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html#L2>

開庁時間は、8時30分から17時00分まで（土、日、祝日を除く）となります。6月15
日（月曜日）の17時00分までに投函してください。

なお、対面での受付・説明は行いません。ご不明な点は下記の間合せ先で対応させていただきます。

【問合せ先】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) 03-5388-0567

(受付時間) 午前9時から午後7時まで(土、日、祝日も開設しています。)

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は5月上旬を予定しています。

6 通知等

- (1) 申請者については、都からのお願いに対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象施設名(屋号等)をご紹介します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV その他

- 1 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金と同額の違約金を支払うこととなります。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 緊急事態措置の期間(令和2年4月11日から令和2年5月6日まで)の内にやむを得ず対象施設の営業を再開(対象施設の一部の営業の再開も含む。)する場合は、必ず事前に東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターに連絡してください。(03-5388-0567 午前9時から午後7時まで)
- 4 東京都は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

【マイナンバーカードの取得についてのお願い】

令和元年5月31日にデジタル手続法が公布され、国では、情報通信技術を活用し、マイナンバーカードを通じた行政手続などの利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を進めています。

マイナンバーカードの取得は個人の任意ではありますが、安全・安心で利便性の高いデジタル社会を早期に実現する観点から、マイナンバーカードの取得について、ご協力のほどよろしく申し上げます。

マイナンバー総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/>

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(平日9時30分～20時00分・土日祝9時30分～17時30分)

(別表1)

申請書類について

- 1 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書(別紙1)
 - (※) 協力金の円滑な支給を図るため、裏面に専門家による事前確認欄を設けています。事前確認を受けた場合は、専門家に必ず記入してもらってください。
 - (※) オンライン申請の場合は、表面及び裏面全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
 - (※) 本協力金の申請をする際には、併せて申請書の写しを必ず専門家に渡してください。
 - (※) 複数事業所について申請される方は1回の申請にまとめる必要があります。
- 2 誓約書(別紙2)
 - (※) 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。
 - (※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
- 3 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類(次の(1)、(2)及び(3)の書類が全て必要となります。)
 - (1) 営業活動を行っていることがわかる書類(写しで可)

緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかるよう、法人、個人ともに直近の確定申告書(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの)を提出してください。

 - (※) 上記書類のみでは、緊急事態措置公表時点で営業活動を行っていたことがわからない場合、直近の月末締め帳簿を添付するなど緊急事態措置時点の営業実態がわかる資料を添付してください。
 - (※) 設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(都内税務署の受付印があるもの)又は法人設立設置届出書(都内税務署の受付印があるもの)及び直近の月末締め帳簿を添付するなど緊急事態措置時点の営業実態がわかる資料を添付してください。
 - (※) 申請する事業所ごとの外景(社名や店舗名入り)及び内景の写真並びに事業所ごとの月末締め帳簿など緊急事態措置時点の事業所ごとの営業実態がわかる資料を添付してください。
 - (2) 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(写しで可)

対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等を提出してください。

(例) 飲食店営業許可、酒類販売業免許 等
 - (3) 本人確認書類(写しで可)

本人確認のために、次の書類等を提出してください。

(法人) 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

(個人) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類
- 4 休業等の状況がわかる書類(写しで可)

(例) 休業を告知するHP、店頭ポスター、チラシ、DM 等

 - (※) 休業する事業所等の名称や状況(休業の期間、営業時間の変更)がわかるよう工夫してください。
 - (※) 複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。
- 5 支払金口座振替依頼書(別紙3) ※オンライン申請の場合は押印不要

東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 2 年 月 日

申請事業主

〒

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者
職氏名

記

対象施設の 情報	フリガナ 名称				左記の 他に 所
	フリガナ 住所				
	電話番号	営業 内容			特記 事項
業態等	種類	施設			

取組内容	全面休業	<input type="checkbox"/> 4月16日(木)から5月6日(水)まで、全ての期間休業します。				
	営業時間の短縮（食事提供施設の場合）	<input type="checkbox"/> (1) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、19時以降に酒類を提供しません。				
		<input type="checkbox"/> (2) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、以下のとおり営業時間を短縮（休業）します。				
		日付	【従来の営業時間】	⇒	【期間中の実際の営業時間】	【備考】
		4/16	木	⇒		
		4/17	金	⇒		
		4/18	土	⇒		
		4/19	日	⇒		
		4/20	月	⇒		
		4/21	火	⇒		
		4/22	水	⇒		
		4/23	木	⇒		
		4/24	金	⇒		
4/25	土	⇒				
4/26	日	⇒				
4/27	月	⇒				
4/28	火	⇒				
4/29	祝	⇒				
4/30	木	⇒				
5/1	金	⇒				
5/2	土	⇒				
5/3	祝	⇒				
5/4	祝	⇒				
5/5	祝	⇒				
5/6	祝	⇒				

申請企業 の情報	申請事業者名 (法人名又は個人 事業主名)	フリガナ 名称										
	中小企業者であること の確認	資本金 (又は出資金)	万円	中小企業基本法 上の業種	常時雇用する 従業員数	人						
	申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号						<input type="checkbox"/> 個人事業主	住所(※)	生年 月日

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

担当者	担当者名	所属		フリガナ		
				氏名		
	担当者連絡先	固定電話		携帯電話		

対象施設の情報（2か所目以降）

2	名称	名称（フリガナ）	住所		電話番号
	営業内容	種類	施設		特記事項
3	名称	名称（フリガナ）	住所		電話番号
	営業内容	種類	施設		特記事項
4	名称	名称（フリガナ）	住所		電話番号
	営業内容	種類	施設		特記事項
5	名称	名称（フリガナ）	住所		電話番号
	営業内容	種類	施設		特記事項

<下記いずれかにチェックを入れて下さい>

- 専門家による事前確認を行っていません。
- 専門家による事前確認を下記の通り行いました。

専門家による事前確認（専門家記載欄）

- 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書
- 誓約書
- 緊急事態措置以前に営業活動を行っていることがわかる書類（写し可）
- 業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類（写し可）
- ※飲食店営業許可証、酒類販売免許 等
- 本人確認書類
- 休業等の状況がわかる書類
- 支払金口座振替依頼書

私は、_____の
本協力金申請に係る申請要件の確認を行いました。

所在地 _____

代表者名・氏名 _____

都内の青色申告会 税理士 公認会計士 中小企業診断士
 税理士登録番号 _____
 公認会計士登録番号 _____
 中小企業診断士登録番号 _____

【 事業所目:(名称)】

】

取組内容	全面休業		<input type="checkbox"/> 4月16日(木)から5月6日(水)まで、全ての期間休業します。				
			<input type="checkbox"/> (1) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、19時以降に酒類を提供しません。				
			<input type="checkbox"/> (2) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、以下のとおり営業時間を短縮(休業)します。				
			日付	【従来の営業時間】	⇒	【期間中の実際の営業時間】	【備考】
	4/16	木	~	⇒	~		
	4/17	金	~	⇒	~		
	4/18	土	~	⇒	~		
	4/19	日	~	⇒	~		
	4/20	月	~	⇒	~		
	4/21	火	~	⇒	~		
	4/22	水	~	⇒	~		
	4/23	木	~	⇒	~		
	4/24	金	~	⇒	~		
	4/25	土	~	⇒	~		
	4/26	日	~	⇒	~		
	4/27	月	~	⇒	~		
	4/28	火	~	⇒	~		
	4/29	祝	~	⇒	~		
	4/30	木	~	⇒	~		
	5/1	金	~	⇒	~		
5/2	土	~	⇒	~			
5/3	祝	~	⇒	~			
5/4	祝	~	⇒	~			
5/5	祝	~	⇒	~			
5/6	祝	~	⇒	~			

※ 2か所目以降の対象施設ごとに営業日や営業時間が異なる場合には、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

誓約書

私は、東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「東京都感染拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

<令和2年5月6日以前に申請される方のみ>

- ・申請書に記載の休業等を必ず実施します。
なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、東京都に事前に連絡します。

<以下、申請される全ての方>

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・施設名（屋号）の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・東京都が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地

名称

代表者名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都感染拡大防止協力金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所
(連絡先電話番号 ())
氏名 (印)

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

記入例

東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 2 年 4 月 24 日

〒 163-8001

申請事業主

所在地 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都知事 殿

名称 株式会社東京産業

代表者 職氏名 代表取締役社長 東京太郎

記

対象施設の 情報	フリガナ	カフェマルマルニシシシジュクテン			左記の他に 1 所
	名称	カフェ●●西新宿店			
	フリガナ	トウキョウトシシシジュクケニシ			※休業する都内事業所が2か所以上ある場合は、左記以外のその全てを裏面に記載ください。
住所	東京都新宿区西新宿 2-8-1				
	電話番号	03-1234-5678	営業内容	雑貨屋併設喫茶店	特記事項 営業時間短縮の要請のある喫茶店の休業で申請。各店舗で営業時間異なるため、2店舗目の営業時間を添付
業態等	種類	商業施設	施設	喫茶店	

取組内容	全面休業	<input type="checkbox"/> 4月16日(木)から5月6日(水)まで、全ての期間休業します。													
	営業時間の短縮(食事提供施設の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、19時以降に閉店している場合、休業等の要請対象施設は休業等を行っていること等を記載してください。													
		<input checked="" type="checkbox"/> (2) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、以下のとおり営業(休業)します。													
		日付	【従来の営業時間】	【期間中の実際の営業時間】											
		4/16	木	10:00 ~ 21:00	⇒	10:00 ~ 20:00	下記取組内容に記載する営業時間の短縮等について、営業日や営業時間が異なる場合には、別紙で補完してください。 5時から20時までの間に営業を短縮していること等を記載してください。								
		4/17	金	" ~ "	⇒	" ~ "									
		4/18	土	" ~ 23:00	⇒	" ~ "									
		4/19	日	定休日	⇒	定休日									
		4/20	月	10:00 ~ 21:00	⇒	10:00 ~ "									
		4/21	火	" ~ "	⇒	" ~ "									
		4/22	水	" ~ "	⇒	" ~ "									
		4/23	木	" ~ "	⇒	" ~ "									
		4/24	金	" ~ "	⇒	" ~ "									
		4/25	土	" ~ 23:00	⇒	" ~ "									
		4/26	日	定休日	⇒	定休日									
4/27	月	10:00 ~ 21:00	⇒	10:00 ~ "											
4/28	火	" ~ "	⇒	" ~ "											
4/29	祝	" ~ "	⇒	" ~ "											
4/30	木	" ~ "	⇒	" ~ "											
5/1	金	" ~ "	⇒	" ~ "											
5/2	土	" ~ 23:00	⇒	" ~ "											
5/3	祝	定休日	⇒	定休日											
5/4	祝	10:00 ~ 22:00	⇒	10:00 ~ "											
5/5	祝	" ~ "	⇒	" ~ "											
5/6	祝	" ~ "	⇒	" ~ "											

申請企業の 情報	申請事業者名(法人名又は個人事業主名)	フリガナ	カブシキガイシャトウキョウ														
		名称	株式会社東京産業														
	中小企業者であることの確認	資本金(又は出資金)	300	万円	中小企業基本法上の業種	小売業	常時雇用する従業員数	15	人								
申請者の種別	選択	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	
		<input type="checkbox"/> 個人事業主	住所(※)														
													生年月日				

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

担当者	担当者名	所属	営業部営業課	フリガナ	トウキョウ	ハナコ
	担当者連絡先	固定電話	03-1234-5678	氏名	東京	花子
				携帯電話	090-1234-5678	

対象施設の情報（2か所目以降）

2	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	カフェ●●池袋店	カフェマルマル イケブクロテン	東京都豊島区池袋1-2-3	03-9876-5432
	営業内容	種類	施設	特記事項
	雑貨屋併設カフェ	商業施設	喫茶店	新宿店と同じ
3	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項
4	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項
5	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項

<下記いずれかにチェックを入れて下さい>

- 専門家による事前確認を行っていません。
- 専門家による事前確認を下記の通り行いました。

専門家による事前確認（専門家記載欄）

下記について、事前確認を依頼した専門家に記入してもらってください。

- 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書
- 誓約書
- 緊急事態措置以前に営業活動を行っていることがわかる書類（写し可）
- 業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類（写し可）
- ※飲食店営業許可証、酒類販売免許 等
- 本人確認書類
- 休業等の状況がわかる書類
- 支払金口座振替依頼書

私は、株式会社東京産業の
本協力金申請に係る申請要件の確認を行いました。

所在地 東京都中野区中野1-1-1

代表者名・氏名

中野税理士事務所
税理士 中野 一郎

いずれかにチェックを入れて下さい。

税理士番号、公認会計士番号、中小企業診断士登録番号を記載してください。

都内の青色申告会

税理士 公認会計士 中小企業診断士

税理士登録番号
公認会計士登録番号
中小企業診断士登録番号

777777号

取組内容	全面休業		<input type="checkbox"/> 4月16日(木)から5月6日(水)まで、全ての期間休業します。						
			<input checked="" type="checkbox"/> (1) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、19時以降に酒類を提供しません。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、以下のとおり営業時間を短縮(休業)します。						
			日付	【従来の営業時間】		⇒	【期間中の実際の営業時間】		【備考】
	4/16	木	4:00	~	22:00	⇒	5:00	~	20:00
	4/17	金	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/18	土	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/19	日	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/20	月	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/21	火	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/22	水	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/23	木	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/24	金	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/25	土	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/26	日	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/27	月	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/28	火	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/29	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/30	木	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	5/1	金	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	5/2	土	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
5/3	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃	
5/4	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃	
5/5	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃	
5/6	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃	

※ 2か所目以降の対象施設ごとに営業日や営業時間が異なる場合には、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

私は、東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「東京都感染拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

<令和2年5月6日以前に申請される方のみ>

- ・申請書に記載の休業等を必ず実施します。
なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、東京都に事前に連絡します。

<以下、申請される全ての方>

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・施設名（屋号）の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・東京都が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

東京都知事殿

所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1
名称 株式会社 東京産業
代表者名 代表取締役社長 東京太郎

以上
日
ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

記入例

支払金口座振替依頼書
(新規・変更用)

令和2年 4月24日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都感染拡大防止協力金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所 新宿区西新宿2-8-1
(連絡先電話番号 03 (1234) 5678)
氏名 株式会社東京産業
代表取締役社 東京 太郎

印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
みずほ 銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	0001100	1	0123456
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
カ) トウキョウサンギョウ				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>※ただし、デリヘルについては一般的に店舗を有しないため、施設に着目した東京都感染拡大防止協力金の支給対象に該当しない。</p>
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
場外馬（車・舟）券場	対象		
大学・学習塾等	大学	対象	<p>【床面積の合計が1,000㎡超の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p>
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	<p>【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（※特措法によらない協力の依頼）。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請） ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場（※）	対象外	
	バッティング練習場（※）	対象外	
	陸上競技場（☆）	対象外	
	野球場（☆）	対象外	
	テニスコート（☆）	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
テーマパーク	対象		
遊園地	対象		
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
集会・展示施設	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	博物館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（※特措法によらない協力の依頼）
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
動物園	対象		
植物園	対象		
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場 （集客活動を行い来客を促すもの）	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（※特措法によらない協力の依頼）。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（※特措法によらない協力の依頼）。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 ※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院（※）	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

2 施設の種別によっては休業を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

3 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設（※）	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は 使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

3 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く。）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	A T M	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

3 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
その他	理髪店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	※物価統制令の対象となるもの
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
ごみ処理関係	対象外		

専門家の事前確認について

申請される皆様へ

本協力金は、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。

なお、専門家による事前確認がなくとも申請いただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。

円滑な申請と支給に向けて、専門家の確認を受けていただくようお願いします。事前確認を行う専門家は以下のとおりです。

- (専門家)
- ① 東京都内の青色申告会
 - ② 税理士
 - ③ 公認会計士
 - ④ 中小企業診断士

※これまでにアドバイスや指導を受けている上記に該当する専門家がいる場合は、その方へ事前確認を依頼してください。

※専門家に依頼した事前チェックにかかる費用については、一定の基準により東京都が別に措置いたしますので、そのことを前提に専門家とご協議ください。

※申請内容について、東京都から依頼した専門家に照会することがあります。

※(一社)東京青色申告会連合会では、都内各地区の青色申告会を紹介するサイトを運営していますのでご活用ください。

(<http://www.tokyo-airo.or.jp/new/soshikigaiyou.html>)

・ご利用の際は、必ず事前に依頼先にお問い合わせください。

確認をいただく専門家の皆様へ

申請者から事前確認の依頼があった場合、申請書・添付書類と申請者からの聞き取り等をもとに、下記の事項について、その妥当性を確認してください。必要に応じて、追加・補足の書類なども確認してください。

- ① 会社、個人の営業の実態
- ② 協力金の支給対象である施設に該当する業態であるか
- ③ 休業等の取組状況は適切か など

これらの確認が出来たら、申請者が持参した「東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書」の専門家記載欄にチェック及びご記入の上、写しを取って、原本または写しを申請者にお返し下さい。

後日、東京都の事務局から実績の確認のため、ご連絡させていただく場合があるので、ご了承下さい。

事前確認に係る費用については、一定の基準のもと東京都が措置いたしますので、その点ご配慮願います。具体的な手続きについては、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)にお問い合わせください。